

広島県告示第三百九十号

令和二年広島県告示第千二百二十八号（広島県資源管理方針）の一部を次のように変更する。

令和三年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

次の表の改正前の欄に掲げる内容を同表の改正後の欄に掲げる内容に傍線で示すように変更する。

変更後	変更前
<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1―1 まいわし太平洋系群」及び「別紙1―2 まあじ」までに、それぞれ定めるものとする。</p>	<p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針 特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1―1 まいわし太平洋系群」から「別紙1―4 くるまぐろ（大型魚）」までに、それぞれ定めるものとする。</p>

別紙（一―二）の次に次の二別紙を加える。

(別紙 1 - 3)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ (小型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

イ 対象とする漁業

広島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県海域においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、県外海域に出漁している漁業者においても同種を目的とした漁業は営まれていないため、漁業種類別の配分及び留保枠の設定は行わず、全量を広島県くろまぐろ (小型魚) 漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理を目的とした数量であるため、知事管理区分の漁獲量の状況を問わず、生存個体を採捕した場合は再放流することとする。

なお、やむを得ず陸揚げした場合は、速やかに漁業協同組合を通じてその住所を管轄する農林水産事務所水産課に一報の上、第 2 の 1 の(2)に示す期限までに採捕の数量報告を行うものとする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、知事管理区分における漁獲量が知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告について

前項の公表をした場合は、法第 32 条第 2 項の規定に基づき、生存個体の再放流を徹底するよう指導する。

(別紙 1 - 4)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (大型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 広島県くろまぐろ (大型魚) 漁業

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

ア 水域

中西部太平洋条約海域

イ 対象とする漁業

広島県の住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (大型魚) を採捕する漁業

ウ 漁獲可能期間

4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで (周年)

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

ア 当該管理年度中 (イに規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

イ 知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から 3 日以内

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県海域においては、通常、くろまぐろの回遊はなく、県外海域に出漁している漁業者においても同種を目的とした漁業は営まれていないため、漁業種類の配分及び留保枠の設定は行わず、全量を広島県くろまぐろ (大型魚) 漁業区分に配分する。

第 4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

国から本県に配分される漁獲可能量は、混獲管理を目的とした数量であるため、知事管理区分の漁獲量の状況を問わず、生存個体を採捕した場合は再放流することとする。

なお、やむを得ず陸揚げした場合は、速やかに漁業協同組合を通じてその住所地を管轄する農林水産事務所水産課に一報の上、第 2 の 1 の(2)に示す期限までに採捕の数量報告を行うものとする。

第 5 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量の公表について

法第 31 条に定める場合に該当するかについては、知事管理区分における漁獲量が知事管理漁獲可能量の 7 割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

2 助言、指導又は勧告について

前項の公表をした場合は、法第 32 条第 2 項の規定に基づき、生存個体の再放流を徹底するよう指導する。